


生活のきまり

項目	小学生	中学生	高校生
外出 外泊	<ul style="list-style-type: none"> 外出する場合は、保護者に外出先、帰宅時間、同行者を告げること いつ、どこで、どのような場面かを考え、華美でなく節度ある服装と行動を心掛けること 		
	<ul style="list-style-type: none"> 外出時間以外は保護者または保護者が認めた大人と行くこと 友人間の外泊は双方の保護者の責任において判断すること 		<ul style="list-style-type: none"> 午後10時までに帰宅すること ※学校によりきまりの違いがあります 身分の分かるものを携帯すること 友人宅への無断外泊はしないこと
	<ul style="list-style-type: none"> 夏（5月～10月）は午後6時、冬（11月～4月）は午後5時までに帰宅すること ※午後5時以降でも開館している施設はありますが、暗くならないうちに帰宅すること 町外へ行くときは、保護者または保護者が認めた大人と行くこと 	<ul style="list-style-type: none"> 夏は午後7時、冬は午後6時までに帰宅すること 身分の分かるものを携帯すること 	
映画 催し物	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の許可を得ること 会場でのマナーを守り、他人に迷惑をかけないこと 		
遊技場 カラオケ	<ul style="list-style-type: none"> ゲームセンター、カラオケなどは、保護者または保護者が認めた大人と行くこと 	<ul style="list-style-type: none"> ボウリングは保護者の許可を得ること 	<ul style="list-style-type: none"> カラオケ、ボウリングなどは、外出時間と規則を守る
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 主としてお酒を出す店やパチンコ、麻雀店への出入りはしないこと 保護者の許可を得ること 		
旅行 海水浴 川遊びなど	<ul style="list-style-type: none"> 保護者または保護者が認めた大人と行くこと その地域、施設のきまりに従い、マナーを守ること 		<ul style="list-style-type: none"> 保護者の承諾を得て学校に届け出ること
アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> アルバイトはできません 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の承諾を得て学校に届け出をし、許可を得ること 	<ul style="list-style-type: none"> 職種、就労時間は学校の規則に従うこと
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> 交通のきまりを守ること 自転車は交通規則に従い、安全な乗り方をすること 		

みんなで育てる新十津川っ子

心のかようあいさつをしよう
ゴミのない美しい町にしよう
子どもたちを守り育てよう

子ども会や地域の活動には
積極的に参加しましょう！

安全で楽しい生活をおくるための

生活のきまり



子どもが安全で健やかに成長することを願う、生活のきまりです。保護者の方は、子どもに生活のきまりを説明して、しっかり理解させてください。

小学生・中学生・高校生の皆さんへ

4月になり、進学などで新しい生活が始まります。進学や進級のタイミングは、新しいことにチャレンジする絶好の機会です。夜更かしなどで生活のリズムを崩すことなく、健康で有意義な時間を過ごしてください。そのためにも、この「生活のきまり」をよく読んで、友だちとの交流を豊かにしつつ、事故のない安全で楽しい生活を送りましょう。

保護者の皆さんへ

子どもは、ほめられることで伸びていきます。子どもの行動によく目を向け、生活を見守ることで子どもの良さや変化を見逃さず、コミュニケーションを深めましょう。

地域の皆さんへ

子どもは「地域の宝」です。あいさつから始まる「地域コミュニケーション」を大事にしながら、子どもたちを見守り、地域の安全・安心をつくりましょう。

小学生・中学生・高校生の共通のきまり

項目	きまり
魚釣り・サイクリング	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の許可を得て2人以上で行くこと 特に安全面については、保護者と十分に話し合うこと
スキー・スケート・水泳	<ul style="list-style-type: none"> （小学4年生以上）保護者の許可を得て2人以上で行くこと （小学3年生以下）保護者または保護者が認めた大人と行くこと
花火	<ul style="list-style-type: none"> 保護者または保護者が認めた大人と一緒に遊ぶこと 危険な場所や人ごみではしないこと 危険な行為はしないこと 後始末は特に注意を払うこと（水の入ったバケツなどを用意）
携帯電話・インターネットに接続できる機器など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話やパソコンには、フィルタリングを設定し、利用していい時間や場所、使い方など、家庭でのルールを決めて使用すること 見知らぬ人からの電話やメールには応じないこと
その他	<ul style="list-style-type: none"> 公共物は大切に扱うこと お金の「貸し、借り」「おごりあい」はしないこと 危険物（ナイフなど）は持ち歩かないこと 登下校中の寄り道や買い食いはしないこと 暗がりや人通りの少ないところの一人歩きはしないこと 見知らぬ車や知らない人の誘いには、絶対に乗らないこと

■問合せ：教育委員会社会教育グループ ☎76-4233

「通院支援タクシー券の給付」を行っています

在宅要介護認定者の通院支援のため、タクシー券を給付しています。

【対象者】（次の全てに当てはまる方）

- ・本町に住所を有する方
（入院中または社会福祉施設に入所中の方は対象外です）
- ・65歳以上の方
- ・介護保険法の要介護認定結果が要介護1以上の方
- ・月1回以上通院している方
- ・バスの利用が困難な方

【給付内容】初乗り料金分のタクシー券（月1回往復分まで）

【申請に必要なもの】

- ・印鑑（代理申請を行う場合は、申請者本人の印鑑と代理人の印鑑）
- ・通院医療機関の直近3カ月分の領収書、または定期通院を確認できる書類
- ・介護保険被保険者証



平成29年4月1日から
対象者が広がりました！

子どもたちと一緒に住
んでいるけれど、給付
を受けられるのね。



「緊急通報装置」を設置しませんか？

高齢者や障がいのある方の不安を和らげるため、緊急時にボタン1つで直接消防署へつながる「緊急通報装置」の設置費用を助成しています。

【緊急通報装置の仕組み】

《緊急事態発生》



《消防に通報》



《対応》



【対象者】（次のいずれかに当てはまる方がいる世帯）

- ・病気などにより生活に不安がある75歳以上の方
- ・病気などにより生活に不安がある65歳以上74歳未満の方のみで構成される世帯
- ・要支援・要介護認定を受けている方
- ・身体障害者手帳をお持ちの方

【料金】

- ・月額410円（機器レンタル料金）

※設置費用はかかりません

【申請に必要なもの】

- ・印鑑

消防署員とスピーカーで会話でき、必要に応じて救急車が出勤したり、近所の緊急協力員に安否確認の依頼がされます。

平成29年4月1日から
対象者が広がりました！